

## 第75号議案

丹波少年自然の家事務組合理約の変更に係る協議について

丹波少年自然の家事務組合理約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

芦屋市長 伊藤 舞

### 記

丹波少年自然の家事務組合理約の一部を変更する規約

丹波少年自然の家事務組合理約(昭和54年4月1日規約第1号)の一部を次のように変更する。

第2条中「尼崎市」を削る。

第5条中「18人」を「16人」に改める。

別表中「尼崎市」を削る。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

## 事務組合規約変更についての協議書

丹波少年自然の家事務組合規約について、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、丹波市、丹波篠山市は、地方自治法第286条第1項の規定により、下記のとおり変更することとする。

令和 年 月 日

芦屋市長 伊 藤 舞

### 記

#### 丹波少年自然の家事務組合規約の一部を変更する規約

丹波少年自然の家事務組合規約(昭和54年4月1日規約第1号)の一部を次のように変更する。

第2条中「尼崎市」を削る。

第5条中「18人」を「16人」に改める。

別表中「尼崎市」を削る。

#### 附 則

1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。

## 参 照

### 地方自治法抜粋

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体(以下この節において「構成団体」という。)の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

(第2項省略)

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条(第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合(同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。))を含む。)及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

丹波少年自然の家事務組合規約変更 新旧対照表

(下線の部分は、変更部分)

現 行				変 更 案					
<p>(組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 組合は、次の市町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。  <u>尼崎市</u> 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市            川西市 三田市 猪名川町 丹波市 丹波篠山市</p> <p>第5条 組合議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、<u>18人</u>とする。</p>				<p>(組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 組合は、次の市町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。            西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市            三田市 猪名川町 丹波市 丹波篠山市</p> <p>第5条 組合議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、<u>16人</u>とする。</p>					
別表				別表					
項 目	関係市町	負 担 区 分		項 目	関係市町	負 担 区 分			
		市町別	地域別			市町別	地域別		
施設用地に係る借地料	丹波市	—	100分の80	施設用地に係る借地料	丹波市	—	100分の80		
	丹波篠山市	—	100分の20		丹波篠山市	—	100分の20		
施設の設置のために借入れた起債の元利償還金	<u>尼崎市</u> 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	均等割100分の10 (ただし、猪名川町を除く。)	100分の100	施設の設置のために借入れた起債の元利償還金	西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	均等割100分の10 (ただし、猪名川町を除く。)	100分の100		
	人口割100分の90	人口割100分の90							
施設の管理運営費	<u>尼崎市</u> 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	均等割100分の9 人口割100分の81	100分の90	施設の管理運営費	西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	均等割100分の9 人口割100分の81	100分の90		
	丹波市	—			100分の7	丹波市		—	100分の7
	丹波篠山市	—			100分の3	丹波篠山市		—	100分の3
人口は、最近の国勢調査人口によるものとする。				人口は、最近の国勢調査人口によるものとする。					